

アジアにおける同性婚～国際同性婚の際に考えるべき問題とは？

国際法学会エキスパート・コメント No.2026-5

片岡 雅世（摂南大学・准教授）

脱稿日：2026年3月31日

1. はじめに

2025年11月、東京高等裁判所（[東京第2次訴訟](#)）は、同性婚を認めない現行法の規定を合憲、すなわち憲法に反しないと判断しました。全国5つの高等裁判所で争われていた他の同性婚訴訟ではすべて「違憲」と判断されていたこともあって、今後、最高裁判所がどのような判断をするのか注目を集めています。

同性婚については、現在、欧米諸国を中心に[約40の国・地域](#)で認められています。アジアでは、2019年に台湾で初めて同性婚が認められました。その後、ネパール（2023年）とタイ（2025年）でも認められています。これらの国・地域は、古くから日本との関わりが深く、例えば[法務省の統計](#)によれば、2025年における国籍・地域別の新規入国者数は、台湾が3位で、タイは6位でした。両国・地域は[日本人の訪問先](#)としても上位にあります。また、[日本に在留する外国人の出身国・地域](#)をみると、ネパールが5位、台湾は10位となっています（2025年6月末現在）。このように人の移動が国境を越えてなされることが増えると、これらの国・地域の人と結婚（同性婚）したいと思う（日本）人も出てくるかもしれません。実際に、台湾やタイで現地の人と日本人の同性カップルが結婚するという事例が報告されています。このような国際同性婚の場合、いずれの国（地）の法に従ってその成否が判断されるのでしょうか。

この問題を扱うのが国際私法と呼ばれる法です。国際私法は、国家間紛争を主に解決する国際法と異なり、複数の国に関連する私人（個人や企業など）間の法律関係（結婚や契約など）について、どこの法が適用されるかを決定します。また、「国際」という名称がついていますが、国内法の一つであり、各国それぞれ国際私法規定を有しています（日本の場合、主として「[法の適用に関する通則法](#)」（以下、「通則法」）がそれにあたります）。そして、適用すべき法（準拠法）を決定するにあたっては、自国法を優先せずに（これを「内外法平等の原則」といいます）、問題となっている法律関係に最も密接な関係がある地の法を選び出すことが原則とされます。その結果、例えば日本の裁判所などで外国法が適用されることもあります。一方で、各国とも自国の私法秩序を守るために、準拠法として指定された外国法の適用を例外的に排除する場合があります（これを「国際私法上の公序」といいます）。国際同性婚については、まさに婚姻制度という国家の私法秩序の根幹にかかわる問題であることから、この国際私法上の公序との関係で論じられることも少なくありません。

そこで、以下では、まずアジア（[外務省の分類による](#)）における同性婚等に関する法状況

を概観した後(2)、国際同性婚の際に生じうる問題について、国際私法上の公序の問題を中心に述べたいと思います(3)。

2. アジア各国・地域における同性婚等に関する法状況

前述したように、現在、アジアにおいて同性婚が認められているのは、台湾、ネパール、タイだけで、日本を含むそれ以外の国・地域では、同性婚が認められていません(表1参照)。

同性婚が認められている国・地域でも、その過程や方法等に違いがあります。例えば、[台湾](#)では、2017年5月に司法院(憲法裁判所)が同性婚を認めない現行法を憲法に定める婚姻の自由および平等権に反するとして、2年以内の法改正または法制定を命じました。その後、立法方法等に関する国民投票を経て、2019年5月に同性婚を認める特別法が制定されました。ただし、制定当初は、同性婚が認められている国・地域の人としか国際同性婚が認められず(これは台湾の国際私法規定と関係します)、また、いわゆる連れ子養子しか認められないなど、いくつかの点で異性婚カップルと異なる扱いがされていました。その後、同性婚を認められなかった国際同性カップルによる行政訴訟が相次いで提起され、[現在](#)では同性婚を認めていない国・地域の人との国際同性婚も認められるようになってきました。また、2023年6月には特別法が改正され、養子縁組に関する制限もなくなりました。[ネパール](#)でも同じく、裁判を通じて同性婚が認められていますが、現段階では立法化に至っていません。それに対して、[タイ](#)では同性婚を認めない民商法の規定は憲法に反しないとの判断が2021年11月に憲法裁判所によってなされていましたが、2025年1月に当該民商法が改正され、異性婚との差は基本的になくなりました。それゆえ、タイの改正民商法は「婚姻平等法」とも呼ばれています。

同性婚が認められていない国・地域においても、明文で否定されているところもあれば、特段同性婚に関する明文規定はないけれども、裁判所などによって否定されているところがあります。例えば、日本による法整備支援を受けて成立した[ラオス民法典](#)(2020年5月施行)では、同性の者の婚姻は許可されないことが明記されています。また、[インド](#)では、2023年10月、最高裁判所が同性婚の合法化を認めない判決を下しました。さらに、同性婚を認めないだけでなく、同性愛者そのものに対して厳しい姿勢(刑罰等を科す)をとる国・地域もあります。例えば、[ブルネイ](#)では、2019年4月から同性間の性交渉等に対して石打ちによる死刑を科す法が施行されています(その後、国際的な批判を受け、刑の執行は猶予されているようです)。これらの多くは、イスラム法の影響を強く受けていると言われています。他方で、近年の性的少数者に対する人々の理解や世界的潮流などから、同性間の性交渉を違法とする条文をなくしたり、同性カップルの法的保護を認める判決が下されるといった動きも見られます。日本においても、アメリカで同性婚を成立させていた日本人同性カップルについて、「婚姻に準ずる関係」として「法律上保護される利益を有する」と判断したもの([東京高裁令和2年3月4日判決](#))や、犯罪被害者遺族給付金の支給対象者として同性パートナーを「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に含まれると解したもの([最](#)

[高裁令和6年3月26日判決](#)) などがあります。また、先に紹介したインドの最高裁判所判決では同性婚の合法化については否定しましたが、立法を通じて同性カップルに対して何らかの法的保護を提供すべきであると述べています。

このように、同性婚等に関する議論はここ数年、アジアにおいても活発になされており、今後も目が離せない状況にあります。

表1 アジアにおける同性婚に関する法状況

同性婚が認められる国・地域	同性婚が認められない国・地域	
台湾 (2019年特別法制定)	明文で否定	インドネシア (1974年婚姻法1条等)
ネパール (2023年最高裁判決)		ベトナム (2014年婚姻家族法8条2項)
タイ (2025年民商法改正)		ラオス (2020年民法典151条)
		シンガポール (2023年改正憲法156条)
	裁判で否定	中国 (2016年地裁判決)
		インド (2023年最高裁判決)
	同性間の性交渉に対する罰則規定あり	インドネシア、スリランカ、パキスタン、バングラデシュ、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、モルディブ
	同性間の性交渉に対する非犯罪化	マカオ (1996年廃止)
		ブータン (2021年削除)
		シンガポール (2023年廃止)
	同性カップルに対する法的保護の容認	日本 (2020年東京高裁判決等)
		香港 (2023年最高裁判決)
		韓国 (2024年最高裁判決等)
		フィリピン (2026年最高裁判決)
	不明	カンボジア、東ティモール、モンゴル、北朝鮮

(筆者作成)

3. 国際同性婚の際に生じうる問題

前述したように、現在、日本では同性婚が認められておらず、今後、どうなるかは最高裁判所の判断によるところが大きいでしょう。仮に、現状維持、すなわち同性婚を認めないということであれば、たとえ国際同性婚に適用される法が同性婚を認める国・地域の法であり、その結果、婚姻が有効に成立するとしても、当該事案と日本との関連性が強い場合（例えば、当事者が日本人である場合や同性カップルが日本で同性婚生活を継続する場合など）には、公序に反するとして無効であるとされる可能性が高くなります（そもそも当事者が日本人である場合には、日本法が適用される可能性が高いかもしれません。詳しくは、[中村知里「同性婚をめぐる国際私法上の課題～外国で締結された同性婚は日本でも有効なのか」国際法学会エキスパート・コメント No. 2020-1](#)を参照してください）。

それに対して、最高裁判所が同性婚を認めるべきという判断をした場合にはどうなるでしょうか（なお、最高裁判所がそのような結論を出したとしても、直ちに法改正等がされるとは限りません）。前述したように、台湾では特別法制定後、同性婚が認められなかった国際同性カップルによる訴訟が相次いで提起されましたが、いずれも同性婚を認めるとの結

論に至っています。そもそも台湾の国際私法（涉外民事法律適用法。以下「渉民法」）には、婚姻の実質的成立要件（婚姻できる年齢や重婚の可否など）について各当事者の本国法（国籍国法）による規定があり（渉民法 46 条）、例えば台湾人とオランダ人の同性カップルであれば、それぞれ台湾法とオランダ法（2001 年に合法化）が適用されて同性婚が成立しますが、逆に台湾人と日本人の同性カップルの場合には、それぞれ台湾法と（現行の）日本法が適用されて同性婚は成立しないこととなります（なお、当該規定に同性婚が含まれるかどうかについては議論があります）。そこで、台北高等行政法院（行政裁判所）は、国際同性婚に同規定が準用されるとしたうえで、同性婚を認めない外国法の適用結果は台湾の公序（渉民法 8 条）に反するとして当該外国法の適用を排除し、同性婚の成立を認めました（[2021 年 3 月 4 日判決](#)・[2022 年 7 月 21 日判決](#)・[2022 年 12 月 29 日判決](#)）。このような考え方に対しては、台湾の学説上、支持する見解もありますが、台湾の憲法や特別法の影響があまりにも強く、同性婚を認めることが本当に国際私法上の公序を構成するといえるのか、内外法平等の原則に反することにならないのかといった批判があるようです（なお、公序以外の法理論を用いて国際同性婚を成立させた裁判例もあります）。

一方、日本にも渉民法 46 条や 8 条に類似する規定が通則法 24 条 1 項および 42 条にあります。一般に、通則法 42 条にいう公序は人類共通の道徳概念ではなく、日本法の立場から判断すべきものとされていますので、日本において同性婚が認められるようになった際には、同性婚を成立させる外国法の適用を公序に反するとして排除する可能性は低くなるでしょう。では、同性婚の成立を認めない外国法の適用はどうなるのでしょうか。前節でみたように、アジアでは同性婚を認めない国・地域が数多くあります。その結果、同性婚を認めない国・地域の人と日本人が日本で同性婚を成立させようとする可能性は十分にあります。この場合、おそらく日本との関連性が高ければ高いほど同性婚を認めない外国法の適用結果は公序に反するとして、当該同性婚は有効なものと判断されることになるでしょう。しかし、これはあくまで日本国内において有効であるにすぎず、相手方の国・地域では無効なものと判断される可能性が高いです（場合によっては刑罰が科されることもあるでしょう）。国際私法上の公序については、一方で国内私法秩序の維持のために必要なものですが、他方で国際私法の一般原則を無意味にしてしまうおそれがあり、より慎重な議論が必要であるように思われます。

4. おわりに

国際同性婚が法的に「婚姻」として扱われるかどうかは、在留資格にも影響します。[在留資格とは](#)、外国人が日本に滞在するために必要な資格のことで、滞在目的等に応じて可能な活動（働いたり住んだりすること）や在留期間などが「[出入国管理及び難民認定法](#)」で定められています。例えば、日本人と外国人の異性婚カップルの場合、その外国人については「日本人の配偶者等」という在留資格が与えられ、就労制限なく比較的長期間の滞在が可能です。また、外国人同士の同性婚カップルについても、通達により、一定の条件を満たせば「(告

示外) 特定活動」として比較的長期間の滞在が認められています。それに対して、日本人と外国人の同性婚カップルの場合はそのいずれでもないとして、「日本人の配偶者等」の資格はもとより、「日本人の配偶者等」と同等の扱いを受ける「定住者」の資格も認められませんでした(東京高裁令和5年11月2日判決)。ただし、裁判を通じて「特定活動」の在留資格は認められました)。外国人にとって在留資格は、日本で安定した生活を送れるかどうかにかかわる重要なものです。人道的配慮から「特定活動」の在留資格が認められることもありますが、「特定活動」は個々の事情に応じて判断されるため、国際同性婚の外国人パートナーの扱いについてより明確な基準を設けるべきでしょう。

また、同性婚を認める国・地域が増えていけば、国際同性婚カップルの子どもの扱いについても考えるべき問題が出てくるかもしれません。例えば、台湾では異性婚カップルの体外受精を認める「人工生殖法(生殖補助医療法)」が2007年3月より施行されていますが、2025年12月、この対象に同性婚カップル(女性同士)等を含める改正法案が閣議決定されました。今後、立法院(国会)での審議を経て可決されれば正式に成立することになりますが、国際同性婚カップルの場合はどうなるのか、日本ではどのように扱われることになるのかなど考えるべき問題は数多く残されています。

[謝辞]

本研究は、JSPS 科研費 23K01120 の助成を受けたものです。